

# 子どもの急な発熱！ でも仕事を休めない…

そんな時のために、**病後児保育事業**の登録を行なっておくと安心です。

☆利用方法

利用には、**年度ごとに登録の申請が必要です。**

◎平成27年度の登録期間は、登録日から平成28年3月31日までです。



★病院で当日の登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に子ども福祉課にて申請が必要です。

☆対象児童

西原町に居住しており、次のいずれかに該当する児童

- ① 保育所に通所しており、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童。かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童。
- ② 保育所に通所していないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆利用料金 ①保育料 2,000円(1人当たり日額 ※半日利用の場合は、保育料は半額になります)

②食費 500円(お弁当とおやつの両方を持参する場合、食費はかかりません)

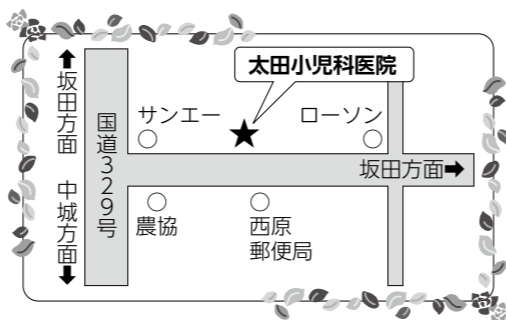
※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられますので、子ども福祉課まで申請してください。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。

- (1) 市町村民税非課税世帯 ⇒ 保育料一部免除(1,000円) ※半日の場合は半額
- (2) 生活保護世帯 ⇒ 保育料全額免除

☆実施施設・利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8:30~17:30			8:30~12:00	8:30~	8:30~	×
午後	8:30~17:30			×	17:30	15:30	×

医療法人ひまわり会 太田小児科医院  
西原町字小橋川164番地の2 電話 946-5081



【お問い合わせ】福祉部子ども福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311



## 小児医療費助成の申請期限に注意!

西原町では、4歳以下の子どもにかかる医療費(入院は15歳以下まで)の助成を行っています。

医療費の助成が受けられる領収書の申請期限は、診療を受けた月の1年後の同じ月末までとなります。

申請切れを防ぐため、**手続きはお早めに!**



【お問い合わせ】福祉部健康推進課 母子保健係 ☎ 945-4791

## 平成27年度 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために、6月中に「現況届」の提出が必要です。提出がないと6月以降の手当の振込みができなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

**受付日時** 6月10日(水)～6月19日(金)  
9:00～11:30、13:30～16:30(ただし土曜を除く ※日曜は受付をします。)  
※12:00～13:00はお昼休みのため受付できません。

**受付場所** 西原町役場 西原町民交流センター会議室(1階 生涯学習課隣)

**持参するもの** ・現況届通知書  
・受給者の印鑑(シャチハタ印では受付できません)  
・厚生年金等加入の方は、「**受給者(保護者)の保険証の写し**」

**その他** ・養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本(本籍・続柄の記載があるもの)  
・平成27年1月2日以降に西原町に転入した方(配偶者も含む)は、前市町村で発行された『平成27年度児童手当用所得証明書』(配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要)  
・必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。(外国人の方、配偶者が公務員の方等)



## 平成27年度 児童手当現況届受付日程表

日時	行政区名	日時	行政区名
6月10日(水)	平園・兼久	6月16日(火)	幸地ハイツ・西原台団地 徳佐田・森川・千原・上原
6月11日(木)	掛保久・嘉手苅・西原ハイツ 小那覇・安室・県営西原団地	6月17日(水)	翁長・小橋川・内間 県営内間団地・坂田
6月12日(金)	県営幸地高層住宅・幸地	6月18日(木)	桃原・池田・小波津団地 小波津・呉屋・津花波
6月14日(日)	予備日 (指定日に、来庁の難しい方のための日です)	6月19日(金)	与那城・美咲・我謝・東崎
6月15日(月)	県営坂田高層住宅・棚原	※混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。 ※日曜は、特に混雑が予想されます。 時間に十分なゆとりを持って、お越しください。	

**注意** 対象者へ現況届提出案内通知書を発送していますが、まれに、届いていないという問い合わせがあります。通知書が確認できない場合でも、児童手当を継続して受給するためには現況届の提出は必要となります。

## 6月10日は、児童手当の振込日です!

児童手当(平成27年2月～5月分)は6月10日に振込予定です。通帳記帳をし、ご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳への記載(例)  
(金融機関によって、記載内容等が異なる場合があります。)

	お支払金額	お預かり金額	差引残高
27-6-10	ニシハラチヨウ(ジトウケアテ)	〇〇〇〇	〇〇〇〇

【お問い合わせ】福祉部子ども福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311